

9月9日は

救急の日

毎年9月9日を「救急の日」とし、今年も9月3日(日)から9日(土)までの1週間を「救急医療週間」と定めています。

消防署からお願い

平成17年中の救急出動件数は1,460件であり、これを10年前の件数と比較すると約4割も増加しています。

町では2台の救急車で救急活動していますが、救急出動が重なる那一刻を争う重症傷病者への到着が遅れ、生死にかかわる傷病者の、「救える命」が救えなくなる可能性があります。

皆さまのご理解ある救急車の利用をお願いいたします。

AED(自動体外式除細動器)をご存知ですか?

突然死の多くは、心臓がケイレンする心室細動という不整脈によって発症すると言われていています。AEDは心臓に電気ショックを与え、心臓のケイレンを取り除き、正常な状態に戻すことを目的とした医療器械です。

以前は医師及び救急救命士のみ認められていた行為ですが、現在では一般の方でも使用することが可能になりました。

昨年から心肺蘇生法の講習(普通救命講習)にAEDの講習を追加しました。初めての方も、以前受講された方もAEDを安全・適切に使用するために新しい普通救命講習会の受講をお勧めします。受講希望の方は消防署までお問い合わせください。

また、AEDは町内6施設(町役場本庁舎、生涯学習館、大磯運動公園、世代交流センター「とざんか荘」、消防署、国府支所兼消防署国府分署)に設置してあります。



▲訓練用AEDトレーナーを訓練用人形に装置

テレホンサービス

休日の救急医療機関は、「広報おいそ」、テレホンサービス案内で確認できます。

☎(61)5151

問い合わせ

- 消防署 ☎(61)0911
- 消防署国府分署 ☎(73)0119

震災後の建築物の危険度を判定

大磯町では、神奈川県西部地震(震度6弱)、東海地震(震度5強)、南関東地震(震度6強)【神奈川県地震被害想定調査報告書より】による被害が想定されます。

県内で大震災が発生した場合、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、住民の安全を図ることを目的とした応急危険度判定活動を行います。(※この調査は被災証明のための被害調査とは異なります。)

①調査する人

神奈川県建築物震後対策推進協議会の講習を受講し、町より要請を受けた建築士等が判定士として調査します。(新潟県中越地震時には神奈川県からも判定士を派遣し判定活動を行いました。同様に県内全域に被害が生じた場合は、県外から判定士の派遣を受ける場合もあります。)

②判定方法

危険度は、原則として外観を調査して判定します。

③判定結果について

被害状況に応じて3種類の判定標識(写真のとおり)を建築物の見やすい場所に貼ります。(標識は、付近を通行する歩行者などが危険性を識別できるようにすることも目的としています。また、判定後に余震等により状況に変化が生じた場合は、判定標識は無効になることがあります。)

赤色の紙「危険」

：その建物には入らない、近づかない。

黄色の紙「要注意」

：建物に入る・近づく際には十分な注意が必要。

緑色の紙「調査済」

：建築物は使用可能。



問い合わせ

- まちづくり課 ☎内線242
- 県建築物震後対策推進協議会 ホームページ <http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/>

町消防団が 県消防操法大会で 優良賞

7月26日(水)、厚木市の神奈川県防災センターで第45回神奈川県消防操法大会が開催され、町消防団第2・3分団合同で「小型ポンプ操法の部」に出場しました。

町内の消防団に配備されている小型動力ポンプの操法を競うもので、日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮し、優良賞を受賞することができました。



問い合わせ

- 消防署 ☎(61)0911